

○議長（一條 光君） 通告5番、4番三浦又英君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔4番 三浦又英君 登壇〕

○4番（三浦又英君） それでは、通告に従いまして2問質問をさせていただきます。

一つ目としましては、防災対策についてであります。

3月11日14時46分ごろ、三陸沖を震源に発生しました東北地方太平洋沖地震から3カ月余が過ぎました。被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

町では、災害復旧・復興に努められておりますが、この御労苦に、町長を初め職員の皆様に深く敬意を申し上げます。

さて、先ほどから先輩議員の方々がいろいろ震災関係について質問されておりますが、震災を振り返りまして、地域防災の課題は何なのか。想定外をなくし、安全・安心で住む人々の暮らしを守ることが肝要だと思いますので、防災対策についてお伺いします。なお、前にも質問されている先輩議員と重なることがあるかと思っておりますので、御了承を願います。

まず一つに、地域防災リーダーの養成であります。

地域の防災活動の中心的な役割である自主防災組織が、今般の被災で円滑に機動されたと思っておりますが、何よりも地域の防災を熟知したリーダーの養成が必須であります。これまで、災害情報調査連絡員の研修が行われ、今般の震災において活躍されたことと存じますが、さらに防災活動の中心的な役割を担う方を養成することが必要であります。区の防災計画・防災マップの作成、被害調査、安否確認、初期消火、避難誘導の知識や技術の底上げが大事だと思いますので、地域防災リーダー養成についてお伺いします。

次に、災害発生時の初動体制の整備であります。

当日15時10分、災害対策本部を設置し、被害状況の把握と避難者の対応に尽くされたと存じますが、災害対策に当たる人員の確保と人員不足の解消を図るため、災害業務を行う退職職員の登録制度を設けてはどうか、お伺いします。

三つに、通信手段の断絶に伴う連絡網の整備であります。

電話の不通で、情報収集・伝達に大変御苦労されたと思っておりますが、被害状況、安否の確認、情報の提供の確保を図る手段としまして、消防団、自主防災組織に防災無線機の配備が必要だと思いますが、電話不通時の連絡網の整備をどう考えているかお伺いします。これにつきましては、先ほどから一條議員等についても、防災無線の戸別受信機の関係についても答弁をいただいている状況下にもあります。

四つに、避難所の運営に必要な資機材の整備と早期設置であります。

町の指定場所、行政区の集会所に、多い日で300人余の方が避難されたと報告されております。私も、中新田地区の避難場所に出向きまして、避難している方々にお見舞い申し上げます。情報の収集に努めてまいりました。地震後の停電、燃料不足で大変な思いをしましたが、ぜひ避難所、区の集会所に自家発電機、炊き出し用がま、防災グッズ、

燃料等の備えと確保が必要であると実感をしました。このことから、資機材の整備と設置計画についてお伺いします。

五つに、福島第一原発事故が収束する見通しが見えない中であって、町はどのような放射能対策を講じてまいったのか。これにつきましては、伊藤由子議員の質問に町長が延々と答弁されていますので、これは割愛していいのかなという思いをしております。

次に、六つになりますが、県内の原発事故を想定した災害対策計画についてであります。

政府は1週間前に、福島第一原発周辺の警戒、計画的避難区域のほかの区域で放射線量が局所的に上昇したホットスポット対策としまして、伊達市や南相馬市の一部の地域で、年間の積算線量が20ミリシーベルトを超えるとき、推定される住宅を個別に特定避難勧奨地点に指定し、特に妊婦や子供たちのいる家庭に避難を促すようであります。また事故地域から40キロほどあろうかと思いますが、飯舘村については97%の村民が県内外に避難をしまして、まだ200数名ほどが避難のめどがたっていない状況下にもあります。加えまして、放射能物質は基準以下なのでありますが、福島全体で風評被害に苦しんでいるような状況下であります。幸い、宮城県内で今回事故が起きなかったわけですが、我が町においても、県内の原発事故を想定した災害対策を計画すべきと思っておりますのでお伺いします。

七つに、町内のダム決壊を想定した災害対策についてもお伺いします。

今般の震災でため池が決壊し、御不幸であります。2けたの方がお亡くなりになっております。万が一の場合を想定すべきと思っておりますので、ダム決壊を想定した災害対策をお伺いします。

最後に、これまでいろいろお話し申し上げてまいりましたが、加美町地域防災計画の修正、計画の検討については必要であるということで町長から幾度も答弁が話されておりますが、もし可能であれば、その見通しについてもお伺いをします。

次に、二つ目の質問に移ります。小中学校の再編についてであります。

平成21年12月8日に、町長より教育委員会に「加美町立学校適正規模化に関する意見書」に対する回答書が出されました。その中で、13校の小中学校の全体再編計画を、一定の期間を決めて方向性の検討を指示しておるようであります。その後の町の考え方、教育委員会の計画についてお伺いします。

まず、町長につきましては、町の推進方策についてお伺いします。

次に、1年前の6月定例会におきまして、前教育長は各地域の住民の皆さんの意見、要望、考え方、提言を諮るべき懇談を設定して、まちづくりの視点も含め、いろいろな角度から子供たちに与える教育環境についてどうあるべきかを今後策定に取り組むことを示しておりますし、またその一昨年の6月定例会に関しては、秋にはという表現をしておりますが、現状をきちんと今度説明する場を設けることを委員会で話し合っている。議員、町の人々、区長会、PTAの意見を聞いて、懇談をぜひ重視してやっ

きたいということを思っているという答弁がされております。このことも踏まえまして、2の再編についての進捗状況、3の再編を進めるに当たってのスケジュール、4の再編を検討する町民による検討会の設置が必要と思いますが、教育長の考えをお聞かせください。

この2点についてお伺いします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 三浦又英議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、防災対策についてお尋ねをされております。想定外ということではなくて、安全・安心で住む人々の暮らしを守ることが肝要だということでございます。まさしくそのとおりだというふうに思いますので、重複する部分もあろうかと思いますが、一通りお答えを申し上げたいと存じます。

まず、地域防災リーダーの養成ということで御質問をいただきました。

79行政区のうちの72行政区で自主防災組織を設立をしているということでございまして、これを100%にするということが当面の目標ということでございますが、この組織をつくればいいということでは決してないということの御指摘だろうというふうに思います。その中で、なおいざという場合に慌てず騒がず対応できる、そういった人的な確保を図っていくべきであるという考え方だろうというふうに思います。もちろん専門的な知識ということになりますれば、これは消防署の管轄、あるいは警察はもちろんでございますが、消防団などの役割というものは当然こういった中に入ってくるのだろうというふうに思いますし、初期の初動体制、あるいは避難の誘導などについても、いざという場合にではどうするのだと。日中の場合に、皆勤めに行ったときに、女の人たち、お年寄りしか残っていない場合にはどうするかというふうなことの想定もしなければならぬわけでございます。そういったときに、ではこういうマニュアルをつくりますということをつくったものが、すべて合致するものになるかどうかということ。これは、その地域の状況によって、すべて同じではないのだろうというふうに思います。人口の密集したところにおいては、なおさらこういった初動体制における対応というものが非常に大事なことになってくると思いますので、なおそういった地域について、この防災計画を見直すという観点の中で、大事なリーダーの養成というものを図っていく必要があるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

なおまた訓練において、そういったものがリアルに、そして実効性のある形で取り組む必要があるということの御指摘、そのとおりだと思いますので、そういう方向を目指してまいりたいと思っております。

また、その中に、そのリーダーという面にもこれは含まれるのだろうというふうに思いますが、三浦議員を初め役場を退職した職員も、こういった場合の人的なリーダーとしての役割を果たすべきではないかということでございますので、こういった観点も取

り入れて、今後の計画に生かしてまいりたいというふうに思っております。

また、防災無線機、通信手段の問題でございましたけれども、これは一條議員にも申し上げましたが、防災無線設置には基地局、中継局の設置が必要であるというふうなこと、あるいはそれも含めての財政的な裏づけも必要であるということでございますので、今後の大事な通信手段の確保という意味からして、この辺の方向性も計画に盛り込んでいきたいというふうに思っております。

それから、必要、必要な資機材の整備ということで、これを今度の反省を踏まえてどうするかということに質問をいただいたわけですが、先ほども答弁を申し上げましたが、最大で315人、避難所に寒い夜を過ごす手段としての避難者があったということでございます。これも、確かに電気が消えて、季節的には3月の中旬の寒い日でございますから、集会所単位の設置をしたところもあるわけございまして、これまで避難所として設定をしていなかった、想定をしていなかったところにおいても、そういう避難をされた方々がおられるということで、それを追っかけみたいなこと後で知ってそこに物資を届けるというふうなこともあったということも事実でございます。こういったことも踏まえて、その集落単位、要するにこれは自主防災組織の関係にも密接にかかわってくるのだらうというふうに思います。そういった一番身近なところでの集まりやすい、要するに不安を払拭できる体制というものの必要性も浮き彫りになってきたわけでございますから、こういったことも踏まえて、各行政区においての対応というものもしっかりとっていく必要があるというふうに考えております。

また、個々の集会所に物品等の……。これは微妙な話なのですが、集会所のない行政区もあるわけですね。そういった場合にどうするかということ。今度の場合は、中新田の中心街の場合は福祉センターに直ちに設置をして、社会福祉協議会を中心にお世話をする体制をつくったということで、これはかなり迅速にできた面として今後生かしていける方法だらうというふうに思いますけれども、より身近なところということになった場合に、その集会所のないところに備蓄できるものが、ではどこに行けば物があるのだというふうなことになった場合の対応というのが難しい面がここに出てくるのかなと。そういった面も考慮しなければならぬのかなというふうに考えております。

それから、放射能の対策でございますけれども、これもきょう何度もお答えをしておりますとおり、放射能測定器を購入をして、モニタリングを実施をして、これを公表していきたいということでございます。

また、原発事故を想定した災害対策ということでございまして、これは福島県の例を挙げられまして御質問があったわけでございますけれども、町単独の措置、対応というのは、これは非常に難しいのだらうというふうに正直思います。県及び近隣市、町との協議・連絡体制、こういったものについて万が一の場合というふうに問われれば、非常に悩ましい事案であるというふうに思っております。今後の対策、対応という場合には、当然大きな視点でこの原発事故の想定をした事前の対応策について、煮詰めていかなければ

ればならない大事な問題であると考えておりますが、今現在町として、町単独でこれを想定した災害対策ということは非常に難しいということを申し上げざるを得ないと思います。

また、町内のダム決壊を想定した対策ということでございますが、正直この決壊をした場合にどうするかということになりますと、これも町単独では難しいということでもあります。河川は国の管理、直接的には県の管理でございますが、これに対する事前の協議、あるいは今度の震災を踏まえての協議をする機会ということは当然なさなければなりませんし、こういったものの対応ということを、宮城県と情報提供等の連絡体制を図っていかねばならないというふうに思っております。

なお、この対応につきましては、毎年広域的な取り組みでございますけれども、来年度、24年度に加美地区において鳴瀬川周辺で水防訓練、これを実施をする予定でございます。これは、消防団による河川堤防決壊時の対応ということでの土のう積み、ポンプ送水等の訓練を実施をするということにしております。毎年大崎管内で水防訓練を実施しておりますが、消防団幹部が集まりまして、情報交換を行っているということでございます。地域住民の安全確保のために、消防署、消防団の連携を図りながら、常時的にこの訓練を実施していくということも大事なことだと思っております。

それから、町の地域防災計画の修正、計画の検討ということでございますが、災害当時に振り返りまして、宮城県と協議をして、この大震災の教訓をもとに加美町住民に不安を持たせないためにはどうしたらよいかということを検討しながら、町の地域防災計画の見直しを行ってまいります。また、近隣市、町との連携を図りながら、即連携をとり対応できる体制をつくってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いを申し上げます。

2番目の、小中学校の再編についてお尋ねをいただきました。

町の推進方策ということで質問をいただいておりますが、学校再編に関しましては、現在教育委員会において、今後の児童生徒数の推移、校舎の状況などを総合的に分析しながら、加美町学校教育将来構想を策定中であります。町の推進方策におきましては、教育委員会の検討結果を踏まえた対応を考えなければならないと思っておりますが、その中で短期的には、複式学級となっておる小学校が3校あるということでございまして、この複式学級のあり方、中長期的には中学校を含めた加美町の教育のあり方が検討をされ、将来の教育方針に沿った結論が出てくるものと思っております。

ただ、学校再編という問題は、保護者だけではなくて、地域住民と十分な議論と理解を得ながら進めていくべきものでございますから、将来構想策定時から、地域に住む皆さんから幅広く意見、提言をいただいて策定すべきものと思っております。町といたしましては、学校教育だけではなく、スポーツ、文化等社会教育も視野に入れた教育のあり方が必要であると考えておりますが、そのために体育施設、文化施設の充実を図っているわけでありまして、少子高齢化が進む現在、子供たちがより充実した施設を活用

して学校生活を送ってほしいと願っておるところでございます。

あとは、その進捗状況につきましては、教育長からお答えがあると思います。私からの答弁とさせていただきます。

○議長（一條 光君） 教育長。

〔教育長 土田徹郎君 登壇〕

○教育長（土田徹郎君） 御質問のありました、小中学校の再編についてというふうなことでありますが、1番目の町の推進方策については、今町長からあったとおりでございます。私の方からは、二つ目の進捗状況、それから今後のスケジュールについて、また町民による検討委員会の設置についてということでお答えをいたします。

まず、進捗状況についてでございますが、平成21年12月8日付で、町長から教育委員会へ加美町立学校適正規模化に関する意見書に対する回答書をいただきました。この中で、今後本町における学校教育の全体像について、短期的視点、また中長期的なビジョンに立った再編計画の策定が必要であると考えております。

その後、学校再編については、教育委員会の定例会、または臨時会において、協議事項として話し合いを進めてきました。また、22年の6月から8月の広報紙において、加美町の小中学校の現況について町民の皆様にお知らせをまいりました。さらに、昨年11月からことしの2月にかけて、学校訪問視察をして各学校の現状と課題の把握に努めてまいりました。平成21年12月22日から23年5月26日まで、ことしまでですね。定例会、そしてまた臨時会と協議を進めてきたというふうなところでございます。

学校再編につきましては、教育委員会にはまだ提案しておりませんが、2月の臨時会で協議事項として話し合われた概要については、23年3月30日付で、加美町立小中学校の再編について、委員長報告として、教育委員長から町長へ報告をしております。同報告は、学校再編を短期、中期、長期に分けて考える内容となっており、特に小学校の複式学級に関しては早急に解消を図るべく、おおむね短期的に再編するとしている内容でございます。同報告は、今後の方向性を示し、その方針を決定していく上で参考にするべき重要な報告内容と考えております。

次に、今後のスケジュールについてでございますが、これまでの教育委員会で協議事項として話し合われた内容を確認しながら、熟度を高めて教育委員会へ議案として提案できるようにしていきたいと考えております。学校再編の方向性、方針については、できれば年内をめどにしたいと考えております。この推進のための具体的なスケジュールについては、内容に応じて検討していきたいと思っております。

最後に、町民による検討委員会の設置についてでございますが、学校再編につきましては、これまで教育委員会で協議事項として話し合われてきていることなので、全く白紙というわけにはまいりません。したがって、現時点では町民による検討委員会の設置は考えておりません。しかし、方針、方向性といったものは、まず教育委員会で決めていきたいと考えております。学校再編の方針が確固たるものに決定した場合、その

後の進め方、取り組みに当たっては、町当局、また町民の意見を十分に酌み取っていきたいと考えております。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○議長（一條 光君） 再質問を許可いたします。三浦又英君。

○4番（三浦又英君） それでは、再質問をさせていただきます。

まずもちまして、地域防災リーダーの養成と連絡員の増員計画について再度お伺いをします。

災害後2日間、家屋が損壊しまして家での生活ができず、高齢者の方が乗用車の中で過ごした方がおったと聞いております。加美町地域防災計画の地震災害対策編の中には、災害情報調査連絡員については行政区長、副区長が当たり、地域の災害情報の収集を行うと明記されております。当然ながら、区民の安否確認も含めてですが、災害時の役割が徹底されているのか。また、職員が地区連絡員として行政区を担当していると思いますが、調査連絡員と地区連絡員の連携が大事だと思いますが、円滑に業務が行われたのでしょうか。ぜひ、こういうところからしましても、先ほどもお話ししましたとおり、地域防災のリーダーの養成を強く望むものであります。

今般の電話不通によりまして、先ほど総務課長の最大限行われたというお話を聞きまして安堵しているわけですが、1人の職員で動けない場合があるのではないかと思います。そうしますと、初動体制が大事だと思いますので、400戸前後の多い行政区ももちろんありますよね。ですから、各区に複数の地区連絡員が必要だと思いますが、増員計画はないか、町長、お伺いをします。

○議長（一條 光君） 危機管理室長。

○危機管理室長（早坂俊一君） 危機管理室長、お答えします。

リーダー養成ということで、先ほど三浦議員もおっしゃいましたように、役場の職員だけで対応ということですが、役場職員も今だんだん要するに人数も減ってきていると。それで、水道課、建設課などに、どうしても区長さんから被害調査が上がってきた段階で、日中、夜間問わず現場に駆けつけて、やはり地域住民の安全を確保という格好で出かけておりますので、連絡員の増員ということは大変難しいことと存じます。

それで、先ほどおっしゃっていただきました、役場の退職された方、やはり知識的にも素晴らしい方もいます。それから、場所ですね。それから人脈、いろいろな格好でいますので、その方々をやはり、実際自主防災組織の中に入っている方々もいますので、その方々がやはり地域のリーダーという格好で御協力を賜れば大変よろしいと思っています。

それから、今消防団、婦人防火クラブの関係の方でも、応急手当、やはりけがとか地域でなった場合、道路の交通の関係で、やはりけがをしたところになかなか行けないということもしばしばあると聞いております。そこで、今応急手当の研修会などを消防署さんの方で実施しておりますので、そのところに研修に行って資格を取ると。それで、いろいろな方にまた教えてやっていくという方向を考えております。

それから、自主防災組織の規約の中にも、伝達、それから避難、救出という言葉もありますので、各区長さん、副区長さんにおいては地域の安全確保ということで、要するに避難する際、老人世帯、ひとり世帯の方の安全確保、それから地域の中の危険な場所ということで確認をお願いしておりますので、今回高齢者の方が車の中にいたという格好の連絡はちょっと私は聞いておりませんでしたので、今後そのようなことのないように、自主防災組織に、区長さんたちにいろいろ申し上げましてやっていきたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

○議長（一條 光君） 三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 今回、ライフラインということで、上下水道が幸いに稼働しまして安堵しているわけですが、不幸に被害が甚大化すれば、現在の職員が減少をする中におきまして、対策本部の事務もしなくてはならない、平常の業務もしなくてはならないということで、職員は大変御苦労されると思うのです。ですから、業務の遂行、さらには職員の健康管理、生活の安定を考慮しますと、ぜひ退職者に御協力をお願いしまして、その災害時に協力できる制度をぜひ設けてほしいと。

さっき危機管理室長が、要するに自主防災組織の中に入ってやっている方もおると。それはそれで結構だと思うのです。ですけれども、前段でお話ししましたとおり、平時の業務もしなくてはならない、災害対策本部の業務もしなくてはならないとなりますと、かなり大変な業務だと思うのですよ。ですから、災害対策本部の日程表を見ましても、かなり危機管理室長も大変疲れているようですよね。大変御苦労さまでございます。そういうことからしましても、ぜひこの制度を取り入れていただきたいと思えます。

加えまして、災害場所には、自衛隊の活躍が目覚ましいものがありますよね。その中に、予備自衛官、自分の仕事を投げ打って、その災害で活躍している方もおるのです。ですから、ぜひ退職された職員にこの制度をつくっていただきまして、これまで積み上げてまいりましたものを生かしていただきたいということからしまして、くどいようですが、この制度を設けてはどうですかということでもありますので、町長、再度お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 昔は、要するに兵隊の、有事の場合に予備役制度というものがあつたということは聞いております。そういったものを想定しての、職員を思いやる先輩として提言をいただいたというふうに理解をいたしましたので、検討をさせていただきます。

○議長（一條 光君） 三浦又英君。

○4番（三浦又英君） それでは、連絡網の整備であります、先ほど防災無線についての質問をさせていただきました。

○議長（一條 光君） マイクのスイッチを入れてください。

○4番（三浦又英君） 防災無線の配備についての必要性については先ほど質問させてい



ただきましたが、一つの通信網の手段としまして、衛星通信の衛星携帯電話が町には何台かあるのではないかと思います、この衛星携帯電話を町民に連絡網として使用させるコーナーを設けることも必要かと思しますので、これについてはぜひ検討をお願いを申し上げます。

最後に、放射能の対策関係であります、宮城県は新たに県南地域へ24時間放射線量を測定する機材を設置する方針があるようであります。また、県北の22市町村に、簡易型放射線の測定器を配備するように新聞に掲載されておりました。また、教育長の答弁の中に、消防費の災害対策費に放射線の計量器で105万計上をされておりますが、これについては10基ということで、各地区ごとに10基が配備をされる計画があるようでございますが、測定器の管理責任者はだれなのか。設置場所についてはわかりました。測定日と時間、それから祝祭日の測定をどうするのか。あとは、職員の研修を行うということですが、専任の測定者を設けるのか。それから、数値の公開ということになると思いますが、加えましてですね、職員の研修についてはわかりましたが、新たに台数をふやしまして、町民に研修を積んでいただきまして、測定器の貸し出し、測定をする手法はとれないものかどうか、これについてお伺いします。

それから、町長にですが、県内の原子力発電所については現在運転停止をしておりますが、担当大臣は原発の稼働の再開に向けまして各県を回るようでありますが、宮城県の町村会としまして統一した原発稼働再開に対する考えがあるのかどうか。あわせて、町長、お聞きします。よろしくお願ひします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 衛星電話の検討ということもございました。これも検討していいのだろうというふうに思っております。

また、町の放射能対策で、今御指摘いただいた県北22台というのは、これは県から来ることになって、我が町にも1台来ることになっておるものであります。しかし、製造が間に合わないのか、まだ届いていないという状況の中です。そのほかに10台を購入をする予算を今度お願いをしておるわけでございまして、ここからが今度は問題だというふうに思います。

ということは、この計測をした経験のある方に聞きますと、これは非常にデリケートな問題であると。要するに、当然風向きなどのあれもあるでしょうし、同じ道路でも側溝側と反対側では出る数値が違ってくるといふようなこともあると。もちろん高さによってもそれは、先ほど御指摘をいただいたように屋上が不適であるというのも、それはあるようでございますし、そういったもろもろのことがあるわけでございまして、これを設置をすればだれでも見てわかる、要するに温度計みたいなものではないということですね。寒暖計で何度ありますといふことの数値的なことといふことになれば、そこに設定しておけば自動的に測れるということではないのだろうと。したがって、これを行う、計測をするということには、ある程度の専門的な知識を持ってやらなければならない

いということで、これの講習会が県で予定をしているということでございます。当然町からも職員を派遣して、この知識を得た上で測定をすることになるということです。

したがって、これを一般の方々に、もっと台数をふやして貸し出して測定をしたらどうかという御意見もあろうかというふうに思うのですが、そこまで、要するに一つの段階として、町がこれを設置をして、この値を計測をすると。これがきちっとできる段階、要するにそれをクリアしないで次の段階まではまだ到底考えは及ばないというのが正直なところでございます。まずは予断を持たないで、この線量計をしっかりと使いこなせるという、使いこなせるというのは変な話なのですが、これを実際に使える技術をしっかりとしたものが定時的に計測をするというのが、一番間違いのない計測の仕方だということも伺っておりますものですから、こういったものの専門性をよく認識をした上で、次の方策があれば考えてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（一條 光君） 三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 職員の方が県の講習会を受講されまして、専任的な測定者になるかと思いますが、また御苦労をかけるかと思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

以上で防災計画を終えまして、次に小中学校の再編について再度質問をさせていただきます。

先ほど教育長から、進捗状況、スケジュールについてお伺いしました。教育長、適正規模に満たない小規模校のメリット、デメリットは何なのですか。学校統合によりまして、子供一人一人の能力を伸ばして、発揮できる環境を整えることが何よりも必要であるということをよく耳にしております。教育長は、先ほどいろいろ答弁をいただきましたが、どのような施策をお持ちで学校再編にこれから取り組みをするのかお伺いをします。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） まず、小規模校におけるメリット、デメリットというふうなことです。一概に小規模校といっても、例えば極小規模、複式学級を編制しなければならぬ極小規模、それから小規模と、またいろいろ違うと思うのです。それから、一概にこれがメリットで、これがデメリットというふうなことも、一概には言えないと思います。ただ、子供たちの教育環境、よりよい教育環境を考えますと、より多くの仲間と切磋琢磨したり、また助け合ったり、喜んだり悲しんだり、そういうふうな環境を整えていくこと、そしてそれが将来的にコミュニケーション能力、社会で生きていくというふうなことの大きな力になっていくというふうに私は考えております。

○議長（一條 光君） 三浦又英君。

○4番（三浦又英君） この質問で最後になろうと思いますが、町長、教育長に答弁をお願いします。

加美町定住促進委員会におきましては、町有地の利活用に関しまして、町全体の定住促進が検討されていると思いますが、先ほど教育長がお話ししましたとおり、22年6月、

7月の広報におきまして、ゼロ歳からの子供数、小中学校の人数と学級数の推移が示されております。その示された内容に目を通しますと、24年には町全体で200人を切るのですよね。その後も変動がありまして、28年までおおむね200人を切ることが推移をされますので、町長、最重点であります西田地区の定住促進をいち早く示していただくことを私は願うものであります。

加美町を担う子供たちのよりよい環境、効率的な学校運営などを考慮しますと、先ほど教育長が初期、中長期という段階をお話ししておりますが、そういう段階ではなくて、小学校は旧町単位1校、中学校は町に1校との再編の話がよく町民より耳にします。県内の先進事例を参考にしまして思い切った施策が必要と思いますが、町長、教育長はどう考えているかお聞かせください。町長、お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） 御質問のとおりだというふうに思います。

中新田小学校が一番大きい学校になりますね。小学校の場合は。これが適正規模という表現をされるようですが、各学年3学級以上ある学校と。これは、ほかに10校ある小学校の中で中新田小学校1校なのです。これが危うくなっていると。もう2学級になっているところがあるのですよね。（「1年生」の声あり）1年生ね。ですから、これは変なこだわりなのですが、町の中心校は適正規模を維持したいと。これは私の基本的な考え方でありまして、それがいまして、それに向けてといたしますか、そのことを頭に入れた定住構想を進めていくという基本的な考えで今取り組んでいるということですので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） 再編につきまして、今議員から御指摘あったことですが、ことし3月30日に、町長への教育委員長からの報告というふうなことにつきまして、例えば委員会の中でも中学校が最終的に1校、ただし二通りの意見などがありまして、中学校、最初に、具体的に言いますと宮崎、小野田を中期で統合し、そして長期で1校にするという考え、それからまた段階を踏まえないで一気に1校というふうなこととか、まだその辺についてはさまざまな意見がございます。ただ、最終的に小学校は各地区に1校、中学校は町内で1校というあれでは、おおむね認識が固まっているというふうな状況でございます。

○議長（一條 光君） 三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして4番三浦又英君の一般質問は終了いたしました。

○議長（一條 光君） 通告6番、6番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。御登壇願います。

〔6番 木村哲夫君 登壇〕

○6番（木村哲夫君） 初めに、東日本大震災の被害に遭われた皆様に心よりお見舞いと

お悔やみを申し上げます。この震災を通じて、私たちは生きることに對してさまざまなことが問い直されているような気がいたします。神は、乗り越えられない試練は与えないともよく言われます。みんなで力を合わせて乗り越えていかなければならないと考えております。

それでは、通告どおり2問質問させていただきます。

最初に、この震災に関連して、次の点について質問いたします。

一つ、自治体の役割と、行政区、町民の方々のかかわりはどうであったのか。これは、町長にお伺いいたします。

次に、情報伝達の方法の問題点、改善点、また放射線対策について、町長並びに教育長にお伺いいたします。

三つ目に、義援金の配分額の基準はどのように決定されたのかを町長にお伺いいたします。

四つ目、町長選挙がどのような判断で延期されたのか、選挙管理委員会委員長にお伺いいたします。

二つ目には、行政区の再編について伺います。

この震災も含めて、行政区、区長の役割がますます重要になっていると感じました。地域性や適正規模などの考慮をしながら、再編を検討する考えはないか伺います。

以上、お願いします。

○議長（一條 光君） 町長。

〔町長 佐藤澄男君 登壇〕

○町長（佐藤澄男君） 木村哲夫議員の御質問にお答えを申し上げたいと思います。

今回の東日本大震災に関連して多くのものを学んだと。また、失うものも多かったと。その中で、今後に生かす方策についてという大きな観点からの御質問というふうに受けとめましたので、お答えを申し上げたいと思います。

まず、震災関連の対応について、自治体の役割と行政区、町民のかかわりはどうであったのかということでございます。

まず災害対策基本法という法律がございしますが、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護、または被害の軽減に努めることが災害対策基本法に定められておるところでございます。いつ発生するか予想が困難な中で、自治体には可能な限りの対応が求められ、また住民の協力、責務が災害対策基本法に規定されております。市町村は、地域並びに住民の生命、財産の保護のため、関係機関の協力を得て防災計画の策定と、それを実施する責務を有する。これは、第5条とされております。

行政区等は、区域内の公共的団体や防災に関する責務を有するものは、市町村の防災計画の策定と実施が円滑に行われるよう協力する責務を有する。これは、第7条の第1項とされております。

住民に対しては、みずから災害に備えるための手段を講ずるとともに自発的な防災活

動に参加するなど防災に寄与しなければならない。これは、第7条の第2項というふうになっておるところでございます。

以上のように、市町村は住民の生命、財産保護について、基礎自治体としての責務として義務づけられております。行政区は、関係公共団体として市町村への協力が責務として明記をされております。しかし、住民につきましては、みずからの生命、財産をみずから守るとともに、自発的に地域防災に寄与するものとされており、日常的な地域住民の防災意識の醸成が大変重要となってくるというふうと考えております。

現在、加美町には、町の防災計画の策定及び実施を一体的に推進する行政区単位の自主防災組織が72組織設立されております。町民一人一人が防災の担い手として、おのこの家族で、また地域で役割分担しながら、惰性的とならない趣向を凝らしたこれまで以上の取り組みが必要になると認識をしておるところでございます。

続きまして、情報の伝達方法についてどうだったのかということでございます。

これにつきましては、初めに各学校……。これは、教育関係は教育長からお答えがあると思います。私の方から申し上げますことは、災害対策本部長、町長でございますが、災害が発生または発生するおそれがある場合、町職員に情報収集に当たらせることになっております。各行政区の連絡員、町の職員でございますが、区長と連絡をとり、調査表を町の対策本部へ報告をするということになっております。情報調査連絡員を置いて、情報収集を行うということでございます。この調査は、詳細かつ正確な状況の把握と迅速な報告を必要とされるもので、各担当課において調査表をもとに被害状況の確認を行い、速やかに補修、修繕の実施を図るとされております。警察署、消防署、消防団、交通指導隊、防犯指導隊等と連絡をとりながら、二次災害防止に努めるとされております。避難所などに避難された方の情報を区長などから受けたときには、必要物資を速やかに準備、対応をまいったところでございます。

町から住民への周知につきましては、広報車による広報の実施を行ったところがございます。これにつきましては、電気がつかない中で、電話の通じない中で、非常に苦慮した点でございます。この情報の伝達につきましては、消防団の消防車で広報に回っていただいて周知徹底をしたということございました。また、掲示板等に必要事項、お知らせの文書を張って対処をしたところがございます。長期間にわたって、要するに電話が通じない、テレビも見られないという状況の中で、人の心理というものは何かを求めて集まってくるものだということを改めて感じたところございまして、本所、支所に同じように掲示板を設置をして、その文書を貼って対処をしてきたということがございます。

また、衛星電話の使用を、有線電話の利用ができなくなった場合、または緊急に通信の必要がある場合には、警察署、消防署の通信施設に依頼して行ったところがございます。防災無線機に関しては、一條議員、伊藤議員、三浦議員に申し上げたとおりでございます。なお、意外なことに、気づかなかったことなのですが、我々は電気が消えたも

のですから、そのまま「ああ、もうテレビも見られないな」とあきらめておったのですが、後から聞かされたところによりますと、カーナビのテレビがこれは非常に有効だったと。もちろん、エンジンをかけなければだめかもしれませんが、油の不足している中ではあったのですが、そういうカーナビテレビが有効だったということは、後から思い浮かんだところでございます。そのような情報伝達をしてまいったということでございます。

私の答弁はもう一つ、私に対する質問でございますが、災害義援金の配分の基準はということでございますので、これにちょっと御説明を申し上げたいと思います。

災害義援金の配分額の基準ということでの御質問でございますが、東日本大震災にしまして、全国各地より、日本赤十字社、中央共同募金会、日本放送協会並びにNHK厚生文化事業団の義援金受付団体を通じて寄せられました義援金の配分割合につきまして、国の義援金配分割合決定委員会におきまして、死者・行方不明者1人当たり35万円、家屋の全壊・全焼1世帯当たり35万円、半壊・半焼1世帯当たり18万円の義援金を支給することで決定をしており、被災を受けた都道府県に配分をしております。

宮城県におきましては、国の義援金配分割合決定委員会で決定されました義援金の配分額に、宮城県災害対策本部に寄せられました義援金を上乗せいたしまして、死者・行方不明者1人当たり15万円を加算し50万円を、家屋の全壊・全焼1世帯当たり10万円を加算して45万円、半壊・半焼1世帯当たり2万円を加算して20万円の義援金を支給するほかに、宮城県独自の義援金といたしまして、国の義援金では半壊に区分しておりました家屋の大規模半壊の世帯に対しまして、1世帯当たり7万円を加算し、25万円を配分することを宮城県災害義援金配分委員会において決定をし、県内市町村に配分しております。

加美町では、4月26日に加美町災害義援金配分委員会を設置いたしまして、宮城県より配分になりました義援金の取り扱いと、加美町災害対策本部に寄せられました義援金の配分につきまして検討してまいりました。配分委員会で検討した結果といたしまして、加美町に寄せられました義援金より、死亡した方に対して15万円、家屋の全壊1世帯当たり15万円、大規模半壊1世帯当たり10万円、半壊1世帯当たり7万円を、宮城県から配分になりました義援金と合わせまして、県内の市町村の中でも早い段階で被災者の方々に配分をさせていただいたところでございます。

また、加美町独自の義援金といたしまして、一部損壊の被害を受けた世帯の方々にも義援金を支給することといたしました。支給の範囲といたしましては、町からの罹災証明書を受けました世帯を対象といたしまして、損壊の割合に対しまして最高5万円から5,000円までの5段階に区分をいたしまして、5月13日より支給を開始いたしております。

義援金の配分基準でございますが、宮城県を通じて配分されました義援金の額につきましては、それぞれの義援金配分委員会などで決定しました配分額を、そのまま被災されました方々へ配分しております。加美町独自の加算分につきましては、加美町災害義

援金配分委員会におきまして、国からの配分額の2分の1程度を加算することで義援金の額を決定いたしております。また、一部損壊世帯の配分額につきましては、半壊世帯の義援金が7万円であることから、5万円を最高額としまして、損壊割合に応じた義援金の基準を決定しております。現在も罹災証明書の申請が多数ございますので、罹災が決定になり次第、迅速に義援金の支給を行ってまいりたいと思います。

それから、二つ目の大きいあれでいきますと、行政区の再編についてということで、行政区、区長の役割がますます重要になってきている中で、地域性、適正規模など、再編を検討する考えはないかという御質問でございます。

まず、行政区の現状等につきまして御説明を申し上げますと、人口の減少推移の中で、各行政区が抱える世帯数は7,730戸から、これは合併時の……。失礼しました。もう一度申し上げます。人口の減少推移の中で、合併時、住民基本台帳に2万8,289人ございました。これが、平成22年12月末で2万6,119人。人口で、2,170人の減少でございます。世帯数でございますと、7,730戸から7,811戸と81戸逆に増加している状況でございます。

合併協定書の中では、行政区の区域及び名称については現行のとおりとするとして、同一行政区名、城内と東町が二つあったのですが、この調整にとどまっておるところでございます。その結果、中新田地区で400戸以上の行政区が3区ございます反面、30戸以下の行政区も7区ございます。その戸数の差も拡大傾向にあるということは御案内のとおりでございます。

また、行政区は、町と住民のパイプ役として、文書の回覧や防災・防犯、ごみの集積等の行政との調整、処理を行い、自治会につきましては、主体性、創意性、自主性を基本として、それぞれの地域文化や生活経験等を行政に反映させる役割を求められております。

自治会組織の規模の適正化に関する定義はございませんが、一般的に大規模自治組織はまとまりが薄く、コミュニティに参加等の希薄化が課題とされておきまして、反対に小規模自治組織においてはコミュニティ活動の維持ができなくて、人材育成もままならないとされております。また、農村部においては人口減少が大きな課題とされておきまして、人口増加地域では新住民とのトラブルが課題とされているということでございます。

本町における行政区の再編と行政のかかわりについて申し上げますと、今申し上げましたように、行政区の再編の規模の定義というものはございません。しかし、地域コミュニティの維持が可能かどうか、これは一つの基礎判断となろうかというふうに思います。自主防災組織の設置や消防団員の確保、ごみ清掃活動や伝統文化の各種保存活動等の維持が可能な規模が最小規模で、コミュニティ活動がいざ災害等で、隣家住民の存在を否定されるくらいに希薄した規模は再編が必要と思われれます。

行政区、自治会の統廃合に係る行政のかかわりといたしましては、統廃合が必要であるかどうかの意識、あるいはアンケート調査の実施や、統廃合が決定した場合の一定期

間の指導措置等を実施している市町村もあるようでございますが、その最終的な判断は、それぞれの自治会の判断にゆだねられているということでございます。平成26年度を計画の期間とする加美町総合計画が、その後の10年間で想定しながら検討に入る必要がございます。したがって、この問題は、基本的にはその住んでいる地区の住民の皆さんの意向というものが、一番重視されなければならないということは申し上げるまでもございませんが、区長会などからも質問が出ていることも事実でございますので、いろんな調査等をしながら、その方向性が妥当なもの、あるいは地域コミュニティの推進を図る上で妥当なものかどうかということも十分判断をしながら進めてまいりたいと、こう考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（一條 光君） 教育長。

〔教育長 土田徹郎君 登壇〕

○教育長（土田徹郎君） それでは、木村議員の震災関連の対応ということについて、特に情報伝達方法という件についてお答えいたします。

情報伝達方法についてですが、まず初めに、各学校、園においては、さまざまな有事の際における緊急時対応マニュアルを作成し、最大の構えと対策を立てて、児童生徒、園児の安全確保に努めているところでございます。

災害時における家庭、関係機関への安否情報、被災状況、あるいは連絡事項等の情報伝達手段としましては、まず電話が通じる場合は緊急連絡網により電話連絡をしております。また、一部ではありますが、有効な伝達手段としてメール配信により情報を発信しているところでございます。しかし、今回の震災等で、停電、混乱で電話が不通になる。結局、実際に学校、園の職員が各家庭訪問とかをして安否を確認する。また、学校に張り紙をして連絡をすると。結局は人の手というふうなことになりました。また、消防による広報ということでも、学校、園等の臨時休業のお知らせ等については大変助かったと思っております。

今後、震災、地震災害はもとより、さまざまな緊急時における情報伝達の方策として、保護者、地域、学校、また教育委員会が情報を共有できるよう、そしてまた対応できるようにすることが大変重要であると考えております。

したがって、各学校、園に指示をしておりますが、現在のマニュアルを再検討、見直しということで、実際にさまざまな災害のシミュレーションをする。また、さまざまなケースにおいて迅速で正確な連絡情報の伝達ができるよう、訓練を徹底していきたいというふうに思っております。

なお、現在メール配信実施校は、町内では小学校が3校、中学校が2校で実施しております。緊急時だけではなくて、学校行事等の変更とか天候によるさまざまな行事等の変更なんかで、非常に有効な情報の伝達の手段の一つであるというふうなことで、ぜひ全校、園導入に向けて、これを進めていきたいと考えておるところでございます。御理



解をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（一條 光君） 選挙管理委員会委員長。

〔選挙管理委員会委員長 早坂信一君 登壇〕

○選挙管理委員会委員長（早坂信一君） 木村議員の町長選挙延期について答弁をいたします。

我が国観測史上最大規模の地震となった、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響は、災害関係だけにとどまらず選挙期日にまで及んでいるものです。

既に皆さん御存じのとおり、本年4月に予定されておりました、宮城県議会議員選挙を初めとする平成23年6月10日までを任期とする議会の議員及び長の統一地方選挙につきましては、既に延期されております。今回は、さらに東日本大震災に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律が一部改正されまして、平成23年5月27日に施行され、6月5日に執行を予定しておりました加美町町長選挙におきましても、平成23年9月22日までの期限内で延期となったものです。

加美町選挙管理委員会には、平成23年4月18日付で選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村に関する調査があり、4月19日に委員会を開催して、その時点で地震による影響があると判断し、6月5日の加美町長選挙の執行は困難であると回答をいたしました。

その理由としましては、まず選挙の執行準備の関係がございます。通常であれば、執行の50日前までには、投・開票所や立会人、ポスター掲示場等、選挙に関するほとんどの議案を事前にあらかじめ決定しておく必要があります。6月5日を執行予定とすれば、4月20ころには決定する必要があったもので、4月7日の2度目の停電の対応や、4月22日の南三陸町の第二次避難者、22名でございます。受け入れ等の影響で準備ができていないものです。また、加美町では、いち早く町外避難者300人の受け入れを表明しており、避難者の受け入れ継続中で、引き続き余震の中での投・開票事務の危険性などを総合的に判断して、6月5日執行選挙は困難であるとしたものです。

なお、延期となった加美町長選挙期日につきましては、6月7日開催の加美町選挙管理委員会において、平成23年8月23日告示、8月28日投票すべく国に意見書を提出することとして、住民の皆さんに周知いたしました。あわせて、欠員となりました加美町議会議員補欠選挙も同時に執行されます。

以上をもちまして答弁といたします。

○議長（一條 光君） 教育長。

〔教育長 土田徹郎君 登壇〕

○教育長（土田徹郎君） 申しわけございません。もう一点でございましたが、それをお答えさせていただきます。

東日本大震災に関連し、その対応についてということで、放射能対策というふうなことをお答えいたします。

学校、園等における放射能対策について、近藤議員の御質問にありましたが、回答と重複します。放射能測定器を中学校区単位に2台ずつ、それから幼稚園、認定こども園に1台というふうに配置し、測定を行っていきたいというふうに考えております。

また、季節がら屋外プールの水の測定というふうなことでは、6月13日に県教委の方で、プールの水の放射線量測定を実施するというふうなことを方針を示しました。この内容につきましては、県内の各市町村から1校、小中学校から1校、それからまた高校等を抜粋というふうなことになっているわけですが、本町では中新田小学校のプールの水の調査を希望を出しております。6月21日に中新田小学校のプールの水を採取し、来週の月曜日から火曜日あたりに結果が出てき、公表されるというふうなことになっております。

また、一番新しい情報につきましては、この一連のプールの水の測定ということで、21日、おととい発表になったわけですが、仙南、それから仙台圏の小中高27校で測定したものについて発表されていましたが、いずれもヨウ素、セシウムともに不検出というふうなことで公表をされております。なお、中新田小学校のプールの水の測定につきましては、7月と8月、計3回行われるというふうなことになっております。以上でございます。

○議長（一條 光君） 再質問を許可いたします。木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） いっぱい用意はしてきたのですが、時間があれですので、本当にここだけというところを中心にやっていきたいと思っております。

順番がまちまちになるかもしれないのですが、まず町長選挙の件ですが、4月19日に報告をするということをお話しいただきました。その中で、いろいろな方々からお話を聞きますと、掲示板の損傷といいますか、あとはそちらの方が不在だったりとか、あとは投・開票所の交流センターを使っているとか、開票所が避難物資の置き場になっていると、そういうようなお話を聞きますが、それは事実でしょうか。

○議長（一條 光君） 選挙管理委員会書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（早坂宏也君） 選挙管理委員会書記長でございます。

そういう施設関係は、4月19日に町として事前調査があったということに対して、県を通じて来た調査表の様式の中にそういう項目があつて、施設の状況、それから選挙従事者の状況、それらがあつて、それに町として意見書をつけるという形です。ちょっとつけ加えますと、その意見書の中に、これは施設そのものだけではなくて、先ほど委員長が答弁した内容で総合的に判断したという内容です。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 確かに、選挙期日の50日ぐらい前から準備というのは大変だと思います。基本的には無理かなというふうにも思います。ただ、町民の方々の声が、「そんなに被害がないのに、何でできないのでしょうか」と。「ぜひ聞いてくれ」というお話もあつて、いろいろ調べてみました。

それで、投票所が、例えば予定しているところが使われていると。しかし、いろいろ調べてみますと、公選法の41条2項というのを見ますと、それを變えることができるというか、「天災その他避けることのできない事故により、前項の規定により告示した投票所を變更したいときは、選挙の当日を除く……」云々。何日前に告示しなさいということで、必ずしもそこでやらなければならないということでもないのではないかなというのが一点。

それと、その掲示場といいますか、掲示板ですね。こちらについても、たしか条例の中に、加美町条例302ページです。加美町議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例と。第4条に、天災その他避けることのできない事故でと特別な事情がある場合、第2条第1項の掲示場は設置しないことができるというふうにあります。この辺はどのように配慮をされたのでしょうか。

○議長（一條 光君） 選挙管理委員会書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（早坂宏也君） 先ほど御説明をしたのと重複するかもしれませんが、まず基本的に投票所、開票所も含めてですが、それについては變えることができる天災事変、それは当然できます。ただ、先ほどお話ししましたとおり、選挙期日を1月に、町長選挙につきましては6月5日選挙執行という形で委員会で決定しています。実は、4月18日、これはちょうど県から、国から文書が来た、ちょうどその事前調査の文書が来た日なのですが、実は18日は選挙管理委員会を私の方で予定していたのです。

普通、それは40日ぐらい前に、ポスター掲示場なり、投票所なり開票所なりは全部事前に承諾書を得て、議案としてそれを決定してしまうと。そして、そこから発注行為に入るとというのが普通の通常のやり方です。それを幾らぐらい詰められるかというのは、そんなにめっちゃめっちゃに詰められるものではないと。そういう状況下の中で事前調査があったと。これは、加美町だけにあったのではなくて県内全域、この4月の段階では県内だけでなく、東北の被災地全域について統一地方選挙は延びますよと。そして、来年の、24年の5月末まで実施する町村全部に対して調査があったと。これは、大震災の影響はどうなのだと。

これは、先ほどお話ししましたとおり、さまざまな地震の影響が、こういう選挙の期日、それまで来ているということは大前提にあるということで、この時点で加美町が一番早かったわけですが、6月5日の選挙は当然困難であると、そういう決定もできないという形なので、その影響に対して客観的に委員の皆様方が真剣に協議をして決めたということでございます。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） その中で、これは民主党の倫理選挙特別委員会委員長、衆議院議員松崎公昭さんという方のホームページを見ました。5月の連休明けに、町長さんと石山議員含めていろいろお話をされたということが、御自身のブログの中に出ておしまし

た。それで、加美町の部分が書いてありまして、その最後のくだりの方に、「仮に平成24年5月までと限っても、県内各市町村の市長、議員選挙はそれぞればらばらに行われます。それらを県主導で、ミニ統一選のようにある程度まとめて実施してほしいという現実的要望も町長から出されました」というふうにあるのですが、これは佐藤町長のお言葉でよろしいのでしょうか。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） この松崎委員長がおいでになったときの経過は、その状況についてはそのとおりであります。選挙というのは、松崎特別委員長がおいでになった趣旨というのは、後ほど詳しくお聞きいただきたいと思うのですが、選挙全般、要するにその選挙の是非というよりも、その町の状況がどうであるかということについて調査をしたいと。その上での、法律を制定する上での参考にしたいと。したがって、これは非公式ですよということで、私自身がそこに入ることでいいのかどうかということも、県の担当、選挙管理委員会の方に確かめをした上で、この訪問というものは、自治体、要するに被災された宮城県の中でもさまざまな地域があるわけで、その状況について、これを調査したいという旨の申し入れでございましたので、私もその席に入ったということでございます。

なおまたそのコメントにつきましては、一般論として、統一地方選挙そのものが延びているわけでございますから、いろんな意見を交換する中で出た言葉だったというふうに思います。以上です。

○議長（一條 光君） 選管書記長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（早坂宏也君） 選管書記長でございます。

5月の松崎委員長が来たのは事実でございまして、それは県の選管を通じて、国の選挙及び政治倫理の委員長をなされているという方でございまして、事前にみずからその環境を調査したいということで県の選管から紹介がございまして、前日には女川町に行きたいと行って見てきたと。これは、この委員会の活動の中で来るということではなくて、委員長の私的な活動として見にきたいのだというお話でございました。

それで、実際に災害を指揮した女川町の本部長、災害対策本部長ですね。それから加美町の本部長、それぞれその災害の状況を、支援の状況を、県内の状況を、それをつぶさに視察したいので、ぜひ本部長にも出てくださいますと。これは、選管の委員長あてに依頼があったという形で、同席してざっくばらんなお話をお聞かせしてくださいという中での会議の話でございまして、ここに記述されたことは何ら間違いはございませんし、町長が言ったように、次の年の5月31日までの1年分、4月の時点では調査していたのですね。それが法律が施行になるとき、5月27日に施行になったときは、実際半年しかだめですよ。国会のいろいろな流れの中で、そういうことになったと。あるいは、市町村の意見というのは事前調査であって、どういう取り扱いになるかというのは法的には全然決まっていない段階の調査なので、町としてもそれらを全部決まらないものを決

まったと言えないので、加美町の町長選挙については6月5日という時期で、わかり次第町民の皆様には周知したということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） わかりました。何かちょっと勘違いをしてしまうようなブログとか、あたかも町長が1年間延ばしてくれというお願いをしているようにもちょっと見えますので、その辺は独立した選挙管理委員会ということで、公正・厳正に対処をお願いしたいと思います。

他町村も見ますと、やはり村田、川崎、色麻、加美町と8月28日とか、あとは利府、大郷、富谷、大衡が9月11日ということで、ほぼ、ミニ統一地方選というのではないのでしょうか、そういったような形になっているようには感じました。

では、次の問題に移ります。

教育長、済みません、先ほどメール配信のお話がありました。ぜひ平常時に、今高校、中学校も含めて、かなりお父さん、お母さん方がメールを持っていて、緊急時、しかも電話に出られなくてもメールが入っていればということがあるので、これはぜひとも進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（一條 光君） 教育長。

○教育長（土田徹郎君） このことにつきましては、私も学校現場にいたときも、ぜひ導入するというふうなことで進めてきて、震災前も、そんなに経費のかかるものではない。例えば、1校当たり1万から3万ぐらい、1年間ですね。ということで、ぜひやりたいものだというふうなことを考えておりましたが、まさに今回「もうこれはぜひ」というふうなことで、進めていきたいというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） それでは、時間もあと少ししかないのですが、自治体といいますか、行政区の再編について少し質問させていただきます。

先ほど町長の方からも現状をお伺いしました。私なりに調べた結果、旧中新田地区、小野田地区、宮崎地区、行政区の数、世帯数を割ってみますと、中新田地区が1行政区当たり、平均ですが147世帯、小野田地区が92世帯、宮崎地区が55世帯というような状況です。

それで、同じような、要するに類似団体というのでしょうか、類似自治体を調べてみました。該当するところが、美里、大和、富谷、利府、七ヶ浜、それから南の方で大河原、柴田、亘理とありました。それを、同じように行政区数を分母にして世帯数で割ってみますと、加美町としては、これは平成22年3月の宮城県自治振興協会の各自治体の資料によるものですが、加美町がその当時の数でいくと101ですね。1行政区当たり平均101。それから、美里が132、大和町が149、利府が449、七ヶ浜が468、大河原204、柴田351、亘理が150というような状態でした。

それで、何カ所かの区長さんとお話をしました。中新田地区の区長さんと、小野田西

部の区長さんとお話をしまして、ぜひともこれは改革をしてくれと。それで、先日1週間前に、ちょうど小野田の体育館で小野田の五種スポーツ競技と、町長さんとちょっとすれ違ってごあいさつできなかつたのですが、行ってみました。そうしたら、ちょうどビーチバレーをやっています、22行政区のうち16行政区がエントリーしていると。出したくても出せないのですよと。そのかわりパークゴルフに参加していただいていますというようなところもありまして、ある程度の数といえますか、いろんなものに参加できる数。逆に、先ほど町長さんの話もあったように、400を超える中新田地区の区長さんは多過ぎて大変だと。もっと何とか小割りにしてもらえないと、とっても目が届かないというようなことで、もう少し200ないし150なり、そういったような要望もありました。

この辺、さっき町長の話もあったように、すぐにはできないものだと思います。地域の今までの歴史や地域のつながり、そういったものもあるのですが、その小野田の区長さんから、「加美町が一つになったのだったら、まず行政区の再編が最優先ではないか」というようなお電話もいただきました。そういったこともあって、ぜひとももう少し機能できるといえますか、先ほどの防災に戻るのですが、初動体制はやはり町の職員の方は大変だと思います。特に、その災害にかかわっている担当の方々は、もう寝る間もなく本当に大変な御活躍といえますか、御苦労だったと思います。

それで、どうしたらもうちょっと地域は地域なりに、最初の町が軌道に乗るまで地域でやっていくと。そのためには、ある程度のやっぱり規模の行政区の大きさ、組織だったり、そこに自主防災組織の本当の意味で機能をしていく必要があるのではないかなと。ということで、震災を機にやっぱり行政区の再編、この辺をどんどん考えていく必要があるのではないかなというふうに感じています。いかがでしょうか、町長。

○議長（一條 光君） 町長。

○町長（佐藤澄男君） そのスポーツ大会などにおける悩みというものは、これは運動会もそうなのですね。そういう意味で、区長さん方が大変苦労をされているという話も、これは直接聞いて、その面での理解はしているつもりでございます。

しかし、行政区を再編するというのは、これは非常に難しいことなのかなと。ある意味で、新興住宅地で新しくできたニュータウンでもあれば、ここからここまでの区画ですよということでの区割りは可能だろうというふうに思うのですが、今の世帯、要するに400を超えている世帯も何ばかこの中新田はあるわけでございますが、ここを区切って分区をしてやるといった場合に、ではどこをこの境にして区切るかと。あるいは、人口のふえている地帯というものは新たな住宅地も出ている地帯、これもここからここまでは別な新しくできた住宅地ということであればまた考えようがあるのでしょうかけれども、それが入り組んでいる場合には、これを再編するというのは、ではどこから手をつけたらいいかという問題がまずあるだろうというふうに思います。

また、世帯数の少ない地帯、特に小野田、宮崎がそうだろうというふうに思うのですが、これもそれでは適正規模はこのくらいですよということで、学校の生徒数を、要す

るに先ほども出た統合の話とこれは一緒に考えることが妥当なのかどうかと。つまり、集落は現前として昔からの集落がある地帯で、こっちとこっちを足せば100になるから、ではそれを一緒にしようよということで、はいわかりましたということに即なるということは、これは非常に難しいことではないかというふうに思います。

ですから、それは、今PTAなんかもそうってきていますね。PTAは行政区単位で、昔は支部というのですか、連絡会といいますか、そういう組織をつくっていたと思うのですが、今は人数が少なくなっている地区は、それが二つ三つぐらい一緒になって一つの組織にしているというところもあるのです。あるのですが、その帰属意識ということになりますと、やはり昔の自分の行政区というのが最優先になってくるのではないのでしょうか。したがって、その区長さんの言われることも十分わかるわけですが、具体的にではこのスポーツ大会のビーチバレーボールに出すために、では行政区を統合しましょうかということに即結びつく話ではないことが、これはちょっと悩ましいところだというふうに思っております。

ただ、いつまでそんなことでいいのかということになりますと、これは新たに旧宮崎と中新田の境にあります道路一つ隔てて学区が違う、片方はスクールバスが来てくれる、片方は送っていかなければならないというふうなことでのいろんな要望というものも、これは受け取っておくことは事実です。こういったことを一つのきっかけとして、そういう再編ができるのであれば、これは先ほど申しあげましたように、その地域に住んでいる方々がお互いそれを合意できれば、それに越したことはないだろうというふうに思っております。

そういう意味で、決して消極的ではないのですけれども、旗を振ってすぐにこうしましょうと言えないところの今悩みがあるということでございますので。ただ、区長会からもたびたびこういう質問、要望も出されておりますから、これはこれとして検討していく必要があると、今の段階ではそういうことでございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 木村哲夫君。

○6番（木村哲夫君） 確かに町長の言われるとおりだと思います。それで、やっぱり私とそのPTAの活動を通じて感じることは、どうしても上からつくっていったものはだんだん廃れていっています。要するに、上から割って行って、あなたはここの行政区というのではなかなか長続きはしない。ただ、本来なら下から「じゃあ隣と一緒にしましょう」という話が出て、それで一つになっていけばかなり強いものですが、ただ、と行って下からだけを待っていたのではなかなか難しいので、その上からと下からの非常にバランスを考えながら、ただ一気には難しいとしても、これからますます少子高齢化、ましてやだんだん小さいところは限界集落になりつつあるとか高齢化率が高まっていったときに、ではどうやって自主防災組織をつくっていくのだと。どういうふうな地区というか行政区にするんだとなったときには、やっぱりもう10年、20年先を考えて話し合

いを進めていく必要があるのではないかなというふうに思っています。その辺を考慮していただければなというふうに思って、質問を終わりにいたします。

○議長（一條 光君） 以上をもちまして6番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。